

広島県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があつた。

平成三十年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名	新	所 在 地	変 更 年 月 日
	旧		
がみやま	かがみやま薬局	東広島市西条町御菌字二四二〇番地二	平成二九年二月一日
ファークス薬局	か		